

# 鳥取県国内交流補助金 事務手続きについて

## 1. 県へ交付申請提出（事業開始の30日前まで）

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 県から交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

○「交付決定」通知により正式に事業着手することができます。

## 3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

## 4. 事業完了

※事業の完了とは、補助対象経費の支払いがすべて完了した日とします。  
※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

## 5. 県へ実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日以内）

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。  
※交付決定を受けた補助事業等の完了予定年月日の属する年度が終了したときは、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日までに報告してください。

### 補助金の支払い

この補助金においては、概算払をします。  
支払い時期は、補助事業計画に基づき決定します。

### 資料提出・問い合わせ先

観光交流局 交流推進課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857-26-7030 kouryusuishin@pref.tottori.lg.jp